

令和4年度第5回広島市情報公開・個人情報保護審査会 専門部会 議事録

1 開催日時

令和4年9月12日（月）午後2時～午後4時

2 開催場所

公文書館研修・会議室（大手町平和ビル8階）

3 出席者

(1) 委員（6名）

田邊誠委員（部会長）、片木晴彦委員（部会長職務代理者）、
ジョージ・R・ハラダ委員、日山恵美委員、福永実委員、松田健之介委員

(2) 事務局（5名）

企画総務局 公文書館長、主幹（事）主任、主事3名

4 議題

本市の個人情報保護制度の見直しについて

- (1) 行政機関等匿名加工情報の提供
- (2) 審議会等の役割
- (3) 論点整理

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴人

0名

7 会議資料

- (1) 議事次第
- (2) 審議票4-2～5-1
- (3) 関係規定4-2～5-1
- (4) 論点整理（確認）

8 議事概要

(1) 行政機関等匿名加工情報の提供

ア 「審議票4-2」及び「関係規定4-2」を基に、行政機関等匿名加工情報の提供について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔田邊委員〕匿名加工する際には、職員で対応するには技術的な問題が考えられ

る。一方で、外部委託するとしたら情報の漏えいについて注意しなければならない。

〔片木委員〕匿名加工業務を受託できる業者がどのくらい存在するのか。

〔事務局〕広島県からの情報によると、そのような業者はなかなか見つからないということであったが、本市には、既に「匿名加工に係る提案をする予定であるし、匿名加工自体も可能である」という業者からの話が1件ある。

〔片木委員〕匿名加工に係る提案をする業者自体が当該匿名加工に係る業務を受託することはできるのか。

〔事務局〕個人情報委員会に確認したところ、それも可能という回答であった。

〔田邊委員〕そうなると、審査体制が重要になってくる。

〔事務局〕審査体制について、他都市や国の機関について調査してみたが、まだ着手できていないところばかりであり参考にならなかった。例えば、東京都については、職員だけで審査する予定であるが、具体的にはまだ何も決められていないとのことであった。本市においては、公文書館の職員のみでは対応できない審査項目もあるので、関係所管課の職員等も審査体制に加えることを考えている。

(2) 審議会等の役割

ア 「審議票5-1」及び「関係規定5-1」を基に、審議会等の役割について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔田邊委員〕来年度以降は、個人情報保護委員会に質問する機会も多々あると思うが、その質問及び回答のうち、重要なものについては、審査会にも報告してほしい。

〔事務局〕そのようにする。

(3) 論点整理

ア 「論点整理（確認）」を基に、これまでの審議について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔事務局〕現行条例第35条（適用除外）第3号については、改正法と異なる内容であるため、来年度以降は同趣旨の規定は存在しなくなる。

〔福永委員〕別の部会で同規定が問題になっているが、制定経緯が不明ということであった。制定経緯は分かるように記録を取っておくべきである。

〔田邊委員〕第3号以外の規定についてはどうか。改正法に同趣旨の規定があるのか。

〔事務局〕第2号については、改正法第60条第1項ただし書で読める（事務対応ガイド42ページ(3)参照）。

第1号については個人情報保護委員会に確認することとしたい。

〔田邊委員〕来年度以降は、改正法の解釈及び適用について迷った場合には個人情報保護委員会へ問い合わせる必要があるが、開示決定等の期限については現行を維持するというものでいいのか。

〔福永委員〕現状としては、開示決定等の期限について運用はうまくいっていた

のか。それともギリギリだったのか。

〔事務局〕 概ねうまくいっていた。請求者からは期限内でも急いでほしい旨要望されることもある上、他都市を調査しても、来年度以降も現行の開示決定等の期限を維持するところがほとんどであったので、本市としても現行の開示決定等の期限を維持し、期限を過ぎるおそれが生じた場合には速やかに延長手続を行うことによって対応することとしたい。